

1. 件 名：東北電力株式会社東通原子力発電所及び女川原子力発電所の
平時の周辺住民への情報提供について

2. 日 時：令和5年4月4日 13:30～13:55

3. 場 所：原子力規制庁3階 室内会議卓

4. 出席者（テレビ会議システムによる出席）

原子力規制庁 緊急事案対策室

川崎企画調整官、澤村防災専門官、宮田専門職、酒井専門職、川本専門職
東北電力株式会社

本店 原子力本部 原子力防災・防護 課長（原子力防災担当）他2名

5. 要 旨

原子力規制庁より、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」に基づき、平時の周辺住民への情報提供について実施状況について確認を行ったところ、原子力事業者防災業務計画に定めている、①放射性物質および放射線の特性、②原子力事業所の概要、③原子力災害とその特殊性、④原子力災害発生時における防災対策の内容、⑤原子力発電所の状況に応じた緊急事態の考え方について、以下を実施したとのことであった（資料1）。

- ・訪問活動による情報提供
- ・発電所見学や視察による情報提供
- ・ホームページ、広報誌等による情報提供

原子力規制庁から⑤原子力発電所の状況に応じた緊急事態の考え方についての広報活動についてはもっと積極的な広報を検討すること、若い世代に向けた広報活動についても引き続き検討することについて伝えた。

東北電力株式会社から、本日の面談のコメントについて検討する旨回答があった。

6. その他

配布資料：

資料1 「平常時の広報活動」に係る活動の取り組み事例について
(2023年4月4日 東北電力株式会社)